

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その2の26の項中

「

	(1) 一戸建ての住宅	1戸につき	6,000円
	(2) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	同	12,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	(3) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	同	21,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

を

「

	(1) 新築		
	ア 一戸建ての住宅	1戸につき	6,000円
	イ 共同住宅等で	同	12,000円を

」

		あって、建築物 全体の住戸の数が 5戸以下のもの		認定申請対象 住戸の数で除して 得た額（その額に 100円未満の端数 があるときは、こ れを切り捨てた額）
		ウ 共同住宅等であ って、建築物全体の 住戸の数が5戸を超 え10戸以下のもの	同	21,000円を認定申 請対象住戸の数で 除して得た額（そ の額に100円未満 の端数があるとき は、これを切り捨 てた額）
		(2) 増築又は改築		
		ア 一戸建ての住宅	1戸につき	9,000円
		イ 共同住宅等であ って、建築物全体の 住戸の数が5戸以下 のもの	同	18,000円を認定 申請対象住戸の数 で除して得た額（ その額に100円未 満の端数がある時 は、これを切り捨 てた額）
		ウ 共同住宅等であ って、建築物全体の 住戸の数が5戸を超 え	同	32,000円を認定 申請対象住戸の数 で除して得

に、

		10戸以下のもの	た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
--	--	----------	-----------------------------------

「

		ア 一戸建ての住宅	1戸につき	47,000円
		イ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	同	109,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		ウ 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	同	174,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

を

「

		ア 新築 (ア) 一戸建ての	1戸につき	47,000円
--	--	-------------------	-------	---------

」

	住宅			
	(イ) 共同住宅等 であって、建築物全体の住戸 の数が5戸以下のもの	同	109,000円を 認定申請対 象住戸の数 で除して得 た額（その 額に100円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額）	
	(ロ) 共同住宅等 であって、建築物全体の住戸 の数が5戸を 超え10戸以 下のもの	同	174,000円を 認定申請対 象住戸の数 で除して得 た額（その 額に100円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額）	
イ	増築又は改築			
	(ア) 一戸建ての 住宅	1戸につき	69,000円	に、
	(イ) 共同住宅等 であって、建築物全体の住戸 の数が5戸以下のもの	同	163,000円を 認定申請対 象住戸の数 で除して得 た額（その 額に100円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額）	
	(ロ) 共同住宅等 であって、建築	同	260,000円を 認定申請対	

		物全体の住戸 の数が5戸を 超え10戸以 下のもの	象住戸の数 で除して得 た額（その 額に100円 未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額）
--	--	------------------------------------	---

」

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。